

## 第145回 統計委員会 議事録

1 日 時 令和2年1月24日（金）13:00～14:50

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、  
清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

### 【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、成田 礼子

### 【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課長、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、  
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課  
長補佐、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官  
房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、国土交通省総合政  
策局情報政策課課長補佐

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統  
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官、小森大臣官房審議官  
統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長  
政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官、  
上田参事官

4 議 事

- （1）諮問第135号の答申「作物統計調査の変更について」
- （2）諮問第138号の答申「建築着工統計調査の変更について」
- （3）部会の審議状況について
- （4）毎月勤労統計調査について
- （5）令和2年度統計リソースの状況について

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第145回統計委員会を開催いたします。

本日は嶋崎委員が御欠席です。また、産業統計部会の答申、人口・社会統計部会の部会報告があるため、議事に関係のある臨時委員として、宇南山臨時委員が御出席です。宇南山委員、御挨拶を一言お願いします。

○宇南山臨時委員 御紹介いただきました一橋大学の宇南山と申します。人口・社会統計部会と産業統計部会に属しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○北村委員長 更に、御出席いただく各府省の出席者に変更がございましたので、御挨拶いただければと思います。農林水産省、大角大臣官房統計部長。

○大角農林水産省大臣官房統計部長 1月1日付で農林水産省の統計部長に着任しております大角です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○北村委員長 それでは、議事に入る前に本日の議題等、用意されている資料について、事務局から簡単に御説明と確認をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容説明と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が2件、部会報告が2件、その他の案件が2件です。まず、諮問第135号の答申「作物統計調査の変更について」が資料1-1から1-3、諮問第138号の答申「建築着工統計調査の変更について」が資料2、「部会の審議状況について」が資料3-1及び3-2、「毎月勤労統計調査について」が資料4-1及び4-2、「令和2年度統計リソースの状況について」が資料5-1及び5-2です。

議事の説明と資料の確認は以上となります。

○北村委員長 ただ今事務局から説明があったとおり、本日は答申及び部会報告のほか、毎月勤労統計調査、令和2年度統計リソースの状況について説明があります。本日はこのような議題にいたします。

それでは、最初の議事に入ります。諮問第135号の答申「作物統計調査の変更について」の答申案についてです。川崎部会長から御説明をお願いします。

○川崎委員 それでは、資料1-1の案に沿いまして、答申案について説明いたします。これにつきましては、先月の統計委員会におきまして、第1回と第2回の部会審議の状況について報告いたしました。そういったことを踏まえまして、今回の答申案の取りまとめに至りました。以下、重要な点につきまして報告いたします。

この答申案ですが、御覧いただきますと、通常構成のとおりですが、3部構成になっています。まず1ページ目に「1」として調査計画の変更について、それから、ずっとめくっていただきまして、後ろの方の6ページ目に「2」として過去の答申や公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況について、最後の7ページ目に、短いですが、今後の課題を整理しております。

それでは、順番に申し上げていきたいと思ひます。

1番目ですが、調査計画の変更についてです。最初に結論として記載しておりますが、承認の適否につきましては、承認して差し支えないと結論を整理しております。その理由については、「(2)理由等」以降にありますので、これから順番に主な点を申し上げます。

まず、この「(2)理由等」の内訳についてですが、一つ一つ申し上げます。始めに、作

物統計調査の標本設計の変更となりますが、「(ア) 水稻作況調査の標本筆の数の削減」についてです。標本設計を見直しまして、過去の精度を確認した上で、目標精度に対して高い結果精度が得られている都道府県につきましては、調査の効率化を図るという観点から、必要な精度まで標本筆の数を縮減するということであるため、適当であると整理しております。

次に2ページ目ですが、「(イ) 荒茶工場の抽出方法の調査計画上への明記」についてです。これまで調査計画上に規定されていなかったお茶の収穫量調査の調査対象である荒茶工場の抽出方法について、調査計画上に規定するように変更するというものです。これにより、統計作成過程の明確化を図るということでもあります。まさに統計利用者への情報提供、あるいはブラックボックス化することが無いようにということですので、方向としては適切であるということで、おおむね適当と整理しております。

その上で2点ほど指摘しております。まず1点目は、特に調査結果への影響が大きい全数調査の階層につきまして、欠測値が起こる場合がありますが、この欠測値の補正などの問題について推計をきちんと行っていただくようにということで、統計利用者による調査結果の利活用に当たっても重要な情報であることから、このような情報提供をしていただくように指摘しています。それから、2点目の指摘としましては、特に全数調査の階層で一部回収率の低いところがあり、こういったところにつきましては、調査結果の正確性・信頼性の確保・向上の観点から、回収率が高い都道府県の結果や取組を参考にしながら、効果的で有効な回収率向上方策を検討・実施するように指摘しています。これが(イ)のところです。

続きまして、「イ 報告を求める事項の変更」ということで、調査の内容になります。2ページ目となります。まず、「(ア)「玄米選別形態」を把握する調査項目の選択記入方式への変更」についてですが、これは調査対象者が自ら記入するのではなく、地方農政局の職員等が農家から聞き取ったものを記入するという欄の変更です。従来は、選別する形態のコード番号を調査票に記入する方法を採っておりましたが、今後はあらかじめ選択肢を設けた上で、その中から該当するものに丸を付けるという変更です。これにつきましては、おおむね適当と結論づけています。

その上で、選択肢について、変更案では「その他」と「不明」があるのですが、これらは非常に紛らわしく、両者の境目がよく分からないところがありますので、この辺りにつきましては見直していただいて、図2のように「その他(不明)」に統合していただくことで整理しています。また、分かりやすさという点からは、表示の仕方も読みにくかったので、その辺りの修正も併せて行っていただくことにしています。

続きまして3ページ目、今度は「(イ) 調査項目の追加」についてです。こちらは水稻の10アール当たりの収量を算出する上で必要な調査事項であるということですが、従来、地方農政局等の職員が調査票の欄外に記入する対応をしていたということです。これは本来、重要な調査事項であるにもかかわらず、そのような欄外等に追記するのはいかがなものかということで、今回はあらかじめ調査票に記入項目として追加するように変更するということです。これにつきましては、記入漏れ・誤記入を防止する効果があり、また、調査票

の審査における確認作業の効率化が図られるということですので、結論としましては、おおむね適当と整理いたしました。

ただ、今回追加する項目を含めまして、各調査項目がどのように把握され、どのように活用されるかという情報が、統計利用者にとって、データの精度、あるいは算出のプロセスを知る上で重要であるということで、具体的かつ丁寧に情報提供するように指摘しております。

続きまして、今度は4ページ目、「ウ 報告を求めるために用いる方法等の変更」についてですが、このうち「(ア) 電子メールによる調査票提出方法の追加」は説明を省略させていただき、「(イ) 水稲作柄概況調査の調査方法等の変更」についてですが、水稲の作柄概況調査では、調査基準日となる8月15日時点での水稲の生育が遅いということで、稲穂の数とか、もみの数といった実測が困難な遅場地帯がございます。この地帯は早場地帯のように、「作柄の良否」を予測することが困難であるということで、これまでは草丈の長短とか、茎の数の多少を実測して、「生育の良否」として公表していました。図4に示してあるものです。しかしながら、遅場地帯におきましては、降水量とか、気温などの気象データと、地表温度、日射量などの人工衛星データを基に、早場地帯と同様に「作柄の良否」を予測する手法を用いることが可能であることが分かっております。その予測手法を導入するように変更するということが、変更の意図です。これにつきましては、統計利用者の利便性に資するものであることから、おおむね適当と整理しています。

その上で、同じ「作柄の良否」という情報が出てまいります。これは実測調査を基にする早場地帯と、実測調査ではなくて、今申しました気象データとか、人工衛星データなどで予測する遅場地帯、この2つの地帯では予測のプロセスが異なることになり、異なった性格のものがあることが分かるように、調査計画に記載していただくことを指摘しています。統計の利用者に対しても、そのようなことを具体的かつ丁寧に情報提供を行っていただきたいという趣旨です。

続きまして、5ページ目の中ほど、「エ 調査結果の公表期日の変更」についてです。これにつきましては、①及びその次の6ページ目の②に記載してありますとおり、調査を取り巻く状況の変化、あるいは調査結果の取りまとめに要する期間の十分な確保といった観点から、特に麦類、大豆の収穫量調査並びにそば及び花きの作付面積調査及び収穫量調査の結果の公表期日を、1か月半から2か月程度後ろ倒しにする変更を行うものです。これにつきましては、調査結果の利活用に支障がない範囲において変更するものであり、結論としましては、おおむね適当とさせていただきます。

ただし、今回の変更に伴いまして、各作物に係る調査結果の中でも、従来どおり、速報と確報の2段階で公表するものと、速報を廃止して確報として公表するものが混在することになります。このため、調査計画において、その点が明確になるように修正していただくように指摘しております。以上が5ページ目のところです。

続きまして、6ページ目に進ませていただきます。大きな項目が変わりまして、「2 「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」における課題への対応状況」についてです。この調査におきましては、一部の作物

を除きまして、作付面積調査及び収穫量調査においては、一定の周期によって全都道府県を対象とする全国調査を行って、その中間年におきましては、作付面積の多い上位都道府県のみを対象とした主産県調査を行い、全国値を推定する方法を採っているところです。平成29年産調査からは、全国調査の実施間隔が拡大されることとなりましたので、主産県調査年においては、全国値の推定値の精度向上の観点から、全国値の推定方法の妥当性について検証・検討を行うように、統計委員会の答申及び公的統計基本計画で課題として指摘されているところです。

このようなことを踏まえまして、農林水産省では、平成29年産調査以降、全国調査を実施した作物から順次、検証・検討を進めており、現時点までの検証結果を確認した限りでは、現行の推定方法による支障等は生じていないと考えられます。しかし、いまだに検証に至っていない作物もありますので、そういった状況を引き続き注視していくこととしております。これが統計委員会の答申、あるいは基本計画に関する課題への対応状況についてです。

最後に、7ページ目、「3 今後の課題」についてです。先ほど申しあげました課題を改めて整理して記載しています。今回の変更では、水稻の作柄概況調査において、気象データ及び人工衛星データのみにより遅場地帯の作柄予測を行うという計画となっておりますが、こういった人工衛星データ、あるいは小型無人機、いわゆるドローンを始めとしまして、先進技術の更なる進展も考えられますので、当該技術を活用した調査方法の導入による調査実施の効率化について、引き続き検討を行っていただくよう課題として指摘しています。

以上が答申案の概要です。

最後に1点だけ申し添えたいことがございますので、発言させていただきます。今回の部会審議を通じまして、私から調査実施者に対しまして、特に強調したことが1つあります。それは答申案の中にも少し記載してありますけれども、調査プロセスの管理、ドキュメントの整備、あるいは統計利用者向けの情報提供といったことを丁寧に対応していただくという指摘であります。作物統計調査は、様々な種類のデータを用いて統計が作成されるということで、ともすると、調査プロセスが外部から見えにくくなるおそれがあると感じられました。昨年の統計委員会における点検検証等においても、調査プロセスの適切な管理が重要であることが強く認識されております。このようなことを踏まえまして、調査プロセスのブラックボックス化を避け、また、特に統計利用者向けにも透明性を高めていくことが必要であろうと思います。そういう観点から、対応をお願いすることにしたものです。このようなことは、原則、全ての統計調査で行っていかなければいけないことではあるのですが、全ての調査で何かまとめて一斉にやろうとすると、かなり大変な作業になりますので、できれば、個別の調査計画の変更に伴う諮問・答申のプロセスの中でリマインドすることで、通常の業務の中に、このような作業を組み込み、点検検証で得られた知見も実践していくことができるのではないかと思います。

そういうことで、今後とも他の統計調査の諮問・答申のプロセスの中でも、このようなブラックボックス化の防止とか、透明性の向上といったことを強調していくことができた

らと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の答申案の御説明について、御質問、あるいは御意見はありますか。

白塚委員。

○白塚委員 私もこの方向性は良いと思いますし、特に稲とかの作柄について、衛星データとか使えるものが出来てきたので、それをうまく使って効率化を図るという方向性は非常に良いと思います。ただ、前回も聞いたのですけれども、その後、予測作業をどのように行っているのか、もう少し具体的に色々聞いてみたところ、かなり膨大な作業をしているのですが、データなどをうまく使って、推計作業をもう少しうまく効率化できるかと思っています。これは第一歩だと思いますので、今後の課題で指摘されているように、引き続き、これをより良いものにしていく努力を継続的に行ってもらいたいと思います。

○北村委員長 何か担当者から御意見はありますか。

○大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省でございます。御審議ありがとうございました。

白塚委員から、個別に御説明に伺わせていただいた際にも、アドバイスをいただいております。そういったアドバイスなども踏まえながら、こういうAIとか、日々進歩いたします技術などをうまく活用いたしまして、私どもで作成しております統計も、正確性を維持しつつ、いかに効率化するかについて、日々検討を進めていきたいと思っています。また、川崎部会長から御指摘がございましたブラックボックス化の回避なり、透明性の確保・向上についても、当省のウェブサイトを始め、色々ところで適正に情報発信ができるように、関係方面ともよく相談しながら進めていきたいと考えておりますので、引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

○北村委員長 他に御意見、御質問ありますか。部会に所属の岩下委員、宇南山委員から追加・補足等、何かありますか。よろしいですか。

他にないようでしたら、取りまとめたいと思います。今回の変更計画について、主として調査の効率化等の観点から、水稻に係る標本筆数の削減や、従来の職員による実測調査によらず、人工衛星データの活用という新たな手法の導入による統計の作成等を行うものとなっており、統計精度の確保に努めつつ、調査を取り巻く状況の変化に対応するものと考えられることから、その変更については、承認して差し支えないものと考えます。

ただし、川崎部会長から御発言がありましたとおり、調査プロセスの透明性を高めることは、昨年9月の本委員会の建議でも触れておりますし、統計データの利活用促進という点に加え、統計作成プロセスの適正化を図るという点からも、大変重要であり、川崎部会長の御意見に深く賛同いたします。農林水産省においては、この点を十分に認識され、答申案で指摘されている点について、統計利用者に対し、適切に情報提供を行っていただくようお願いいたします。

更に、今回指摘されている先進技術を活用した統計手法の導入については、実測調査等を行うことがメインとなっている水稻に係る調査の特殊性を踏まえたものであり、また、

厳しさを増す統計調査環境を考えると、重要な取組と思いますが、十分な調査精度を確保することを前提に、その実現可能性について、引き続き検討を進めていただくようお願いいたします。

それでは、答申案についてお諮りいたします。作物統計調査の変更について、本委員会の答申は、資料1-1のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 それでは、答申案のとおりといたします。川崎部会長を始めとする産業統計部会の所属委員等におかれましては、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。138号の答申「建築着工統計調査の変更について」の答申案についてです。これも川崎部会長から御説明をお願いいたします。

○川崎委員 続きまして、今度は資料2に沿いまして、建築着工統計調査の変更について(案)ということで、答申案の御説明をいたします。

この変更につきましては、昨年12月の統計委員会での諮問の後、1月8日に部会を開催いたしまして、諮問事項について一通り審議を行いまして、答申案の方向性について了承を得ました。その後、書面審議による議決を経まして、本日御報告となっております。

では、答申案のポイントを簡潔に御報告いたします。この答申案も先ほどと同じように3部構成となっております。1番目が1ページ目の本調査計画の変更、2番目が4ページ目に飛びますが、第Ⅲ期基本計画の指摘への対応状況、それから3番目が5ページ目の今後の課題となります。

ということで、調査計画の変更が一番主なところですので、こちらから順番に説明いたします。調査計画の変更の冒頭のところですが、全体として承認の適否ですけれども、結論としましては、承認して差し支えないといたしました。その理由については、この後に順次説明させていただきます。

まず「ア 補正調査の見直し」であります。これまでも話題になっておりましたが、調査の名称もどうも何かかなり附帯的な小さい調査と見られがちですけれども、実際、建築工事額を正確に推計するためにはかなり重要な役割を持っているという統計でもあります。ということで、統計委員会の中でも名称はこれでいいだろうかという指摘があったわけですが、このようなことを踏まえまして、名称を「補正調査」から「建築工事費調査」に変更するという計画です。これにつきましては、名称をきちんと調査の内容に合わせているということで、適当と整理いたしました。

次に、今度は調査方法になりますが、「(イ) 報告者の選定方法等の変更」についてです。これにつきましては、次のページの表1のとおりの変更になります。従来の方法、層化二段抽出を層化無作為抽出に変えるということで、層別は3番目の欄にありますように、工事予定額の規模によって3段階に分けて、建物の構造を木造・非木造に分けるということで、全体の配分をネイマン配分、全体の精度が一番高くなるような効率的な方法ということで、それを適用するということです。当時、このような検討が統計委員会の審議の中でも紹介がありましたけれども、その検討を踏まえての変更ですので、これにつきましてはおおむね適当と整理いたしました。

なお、この部会の審議の中では、報告者の選定方法等につきまして利用者への情報提供の必要性、あるいは選定方法の見直しの検討についての指摘がありました。ということで、次の段落の「ただし」以降にありますようなことを申し添えております。つまり本調査の結果の利活用促進の観点から、利用者に対して、層別の抽出率、抽出方法に関する情報を提供する必要があることを指摘しているということです。また、その次にありますように、全数調査の範囲、層化基準といったことにつきましては、今後、実際のデータにより定期的に検証し、必要に応じて見直しの検討をすることが必要であると指摘しています。このようなことも先ほど作物統計調査でも申し上げましたように、透明性の向上、更にはブラックボックス化の防止ということで指摘して、対応をお願いするということです。

次の項目ですが、「(ウ) 調査方法の変更」です。これまで補正調査では、都道府県職員による他計調査として実施しておりました。しかし、今回からは民間事業者を活用した郵送オンライン調査方式による自計調査に変更する計画となっています。2ページ下の方から3番目の段落、「これについては」とありますが、これ以降にありますように、報告者を国土交通省が直接選定する方法に変更することを踏まえたものであり、都道府県の事務負担の軽減が実現できますので、おおむね適当と整理しております。

なお、部会では、回収率の確保、あるいは実施状況の確認が必要であるという御意見がありました。このようなことを踏まえまして、その下の段落の「ただし」にありますように、調査業務の民間委託に当たっては、結果精度を確保するために、各層において十分な回答数が得られるように、また回収率の向上に努めることが必要であること。調査の実施後におきまして、今回の変更による実施状況の確認や調査結果への影響分析を行うことが必要であると指摘しています。これが調査方法の変更に関するものです。

続きまして3ページ目、今度は調査事項の変更です。最初に「a 調査事項の追加・削除」について申し上げますと、今回、調査事項に「工事の着工日」と「完了日」を追加することとしておりまして、これまで把握していた「工事実施額」の内訳を削除する計画となっています。これにつきましては、統計委員会の指摘を踏まえた調査事項の追加となり、他方で、相対的に必要性が低下している調査事項を削除することで、報告者負担の軽減を図るということですので、適当と整理しています。

次に「b 調査票の様式の変更」です。補正調査の調査票の様式を全面的に変更するということです。これについては回答欄が大きくなって記入しやすいものになっており、こういうことを評価して、おおむね適当と整理しています。

ただし、部会で色々点検しましたところ、調査対象となる建物が調査票に具体的に明記する欄が設けられていないため、誤った報告が発生する懸念もあるとの指摘がありました。そのようなことから、「ただし」以降にありますように、調査票に調査対象の建築物が特定できる情報を明記するなど、円滑な調査の実施に向けた適切な措置を講じる必要があることを指摘しております。

今度は下の半分、「(オ) 集計事項の変更」です。「a 都道府県別集計の廃止」が最初にあります。先ほど御紹介しましたとおり、今回は標本設計が都道府県の標本設計ではなく、全国一本の設定となっておりますので、それに伴いまして都道府県別の集計を廃止する計

画です。これにつきましては、ニーズも把握した上で、都道府県でこのような結果の利用を調べた限りでは特になかったということで、都道府県にも照会をかけた上でのことであり、情報量が減るのはややもったいないところですが、統計委員会の提言にもそのような対応であるということで、やむを得ないものであると整理しております。

なお、後段の「ただし」以下にありますように、統計精度検査報告書の中では、大規模都道府県における特別集計を実施する意義はないか検討するようという指摘もあります。このため、この答申におきましても、地域別集計の利用ニーズが今後生じてくるのではないかと、あるいは地域別の傾向がこれまで分析したものと異なったものが出てくるのではないかといったこともあろうかと思いますので、地域別集計を行った結果の精度の確認といった検証も必要であると指摘しています。

次に「b 補正調査の全面的な見直しに伴う集計事項の見直し」です。今回の補正調査を全面的に見直すことに伴いまして、新たに構造別及び工事費予定額階級別に「工事実施床面積」及び「工事実施額」を集計することが計画されています。これにつきましては、利用者のニーズを踏まえたものであり、おおむね適当と整理しています。

ただし、実は今回の調査事項の中に「工事の着工日」、「工事の完了日」が入っているわけですが、これについては特に結果の集計は行わないとの説明がございました。ただ、調査事項として入れている以上は何らかの情報を提供する必要があるであろうということで、「ただし」以下に、「工事の予定期間と実際の期間との差を集計するなど、今回追加した調査事項を活用した集計結果を公表する必要がある」と指摘しています。

次に4ページ目、「(カ) 公表時期の変更」についてです。これは今回の補正調査の公表時期を「調査年の翌年4月末までに公表」から「調査年の翌年9月末までに公表」に変更する計画となっています。これにつきましては、試験調査の結果を踏まえて、督促、結果精度の確保などに必要な業務の期間を確保する必要があること、また結果の利用上の影響も小さいことから、後ろ倒しになるのもやむを得ないと整理しております。以上が「ア 補正調査の見直し」です。

次は4ページ目の中ほどですが、「イ 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査の集計事項の一部変更」についてです。これにつきましては今回、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査の集計事項のうち、調査結果の時系列比較ができないなど、現時点で利活用の乏しいものを削除する計画となっています。これにつきましては、東京都特別区や政令指定都市別、あるいは地域別が非常に詳細なために、秘匿措置の対象となるセルが多く発生している実情があります。利用者にとって利活用が困難な状況がみられるということで、それを踏まえての対応であり、やむを得ないと整理しています。

その上で、続いて「ただし」と記載してありますが、引き続き利用者のニーズを十分に把握し、必要に応じて特別集計を行うなど、積極的な情報提供を図る必要があることを指摘しています。今回の変更事項についての審議事項は以上です。

次に4ページ目の下、「2 第Ⅲ期基本計画の指摘への対応状況」です。これにつきましては、第Ⅲ期基本計画で検討事項とされた事項について、今回の申請において一応の対応がなされていることから、おおむね適当と整理しています。

最後に「3 今後の課題」ですが、5ページ目にあります。これにつきましては、今回の報告におきまして検討課題としておりました点を整理していますが、「(1) 標本設計の閾値等の検討」については、標本設計の中で層別の閾値を更に今後とも検討するようにとあり、そちらを記載しています。残りが「(2) 調査方法の変更による影響分析」、「(3) 集計事項の充実に向けた検討」です。

以上が答申案の概要です。

最後になりますが、この調査は平成28年度から統計委員会において継続的に審議されており、今回は審議内容が調査計画に適切に反映されていることを確認できたと考えています。一方で、国土交通省においては、今後の課題でも指摘しましたように、今後とも調査の実施状況や利活用状況を定期的に把握していただき、必要に応じて調査計画の見直しもしていただきたいと思います。更に、今回調査方法が大きく変わることになりますので、報告者や利用者に対しまして、適時適切に必要な情報を提供していただきたいと思います。今後この調査の利活用が一層進むことを期待しまして、答申案の報告といたします。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見はございますか。

どうぞ、清原委員。

○清原委員 清原です。御丁寧な御検討、そして御報告をありがとうございます。

この建築着工統計調査の変更については、この間も統計委員会で丁寧に議論してきて、それがおおむね反映されているとともに、特に都道府県の事務負担の軽減について配慮していることは重要だと思います。

しかしながら、1点だけ、川崎部会長も御指摘されたところですが、3ページ「(オ) 集計事項の変更」の中の「a 都道府県別集計の廃止」についてです。今回、都道府県の事務負担を軽減し、国土交通省で抽出されることに伴い都道府県別の集計を廃止するということですが、一般的に統計において、都道府県別の集計は1つの基本的な区分ではないかと感じている私にとりましては、都道府県別集計の廃止については、それなりの積極的な理由が更に必要かと思えます。

ただ、廃止もやむを得ないという一定の方向性はあるのですが、ここで質問ですけれども、あらかじめ都道府県別の集計がなされていなかったとしても、利用者が御自身で集計できるような、都道府県の違いについては、当然のことながら調査票には明記されているでしょうか。そうであれば、利用者が必要に応じて、あらかじめ集計がなされていなくても、利用者の視点で公表されたものから集計することは可能だと思いますし、それがどのぐらいなされるかを検証しながら、プレ調査のように本当にニーズがないのか、それとも必要なのか。「都市再生」が国家としても大変重要な課題であり、「国土強靱化」もテーマになっている中、20億円以上の建物については全数で調査されるということですが、それが都道府県によって偏りがいいのかも少し気になりまして、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○北村委員長 それでは、調査実施者から回答をお願いします。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 国土交通省です。御質問ありがとうございます。

御指摘の都道府県別集計ですが、ここに記載してありますように、統計精度検査報告書においてそもそもサンプルを都道府県別というとり方をしないということで、廃止することはやむを得ないという御報告をいただいたことを踏まえて、今回このような形にさせていただいているところです。先ほど川崎部会長からも御説明がございましたが、都道府県別集計のニーズがあるかどうかについてはよく把握するようにとの御指摘もいただいておりますし、実際、我々がこういうデータをとる中で、地域別の差異は検証していきたいと思っております。

また、都道府県別に独自に集計できるかですが、先ほど御指摘があったように、調査票そのものにはどの物件か分かるようなことは記載しておりませんが、どの建物を調べているかは当然把握しており、どの都道府県に存在する物件かは特定することができますので、必要に応じて都道府県別にどれだけのサンプルが配分されているのかも検討し、情報提供することはできるかと考えております。今後、その点についてはまた引き続き利用者のニーズの声をよくお聞きして、特に二次利用申請等でそういったデータが必要ということであれば、提供することも検討し、対応してまいりたいと考えております。

○北村委員長 どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。利用を検証していくことと、今後、できる限り公的統計を幅広い皆様に御活用いただくことも重要だと思ひまして、活用の局面での利用実態、御相談への対応、そうしたことを検証しながら、今回の答申内容について私は異議がないわけですが、提起されている今後の対応について川崎部会長の御指摘に賛同していることも申し添えて、皆様の丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○北村委員長 どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 大事な御質問ありがとうございます。また賛同していただいて、ありがとうございます。

補足を申し上げますと、この調査は「補正調査」という元々の名前が示すように、実績を調査するものです。元々着工ベースの統計は都道府県別にあるわけです。ですから、着工ベースと実績にどの程度ギャップがあるのかを計るとのが大きな使い方でもありますので、実は都道府県別についてはサンプルが非常に小さいので、規模の小さい県だと数字がよくぶれたりすることもあるとあって、なかなか扱いが難しいというのが元々検討のプロセスがありました。

したがって、大まかな数字としては着工と実績はそれほどないであろうという前提の下では、都道府県別の工事費高はそれなりに使用できる状況になっておりますので、どうしても使いたいときには、都道府県は恐らくそういった使い方もされていると思います。そういう意味では、ここの部分がリソースの制約からこのような設計になっているのだと思いますが、そこはやむを得ないところかというのが今回の判断に至った経緯でもあります。

ので、その点だけ申し添えさせていただきます。ですから、利用上は着工であれば地域別も使えるということのを是非御理解いただけたらと思います。

○北村委員長 ほかに。宇南山委員。

○宇南山臨時委員 宇南山です。

部会の審議におきましても、私も都道府県公表の廃止については懸念したところではありますが、いろいろと検討する中で、幾つかの県においてはそれなりの数字が出せそうなどころもあるのですが、全都道府県は難しいというのが部会審議の中で明らかになっているかと思えます。ですので、今後は恐らく全都道府県ではなくて、地域別で検討いただければ、今、川崎部会長の説明もありましたように、予定額については全都道府県がそろっておりますので、一定の地域差のようなものが示せれば十分ではないかと考えております。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに。

○宮川委員 どうもありがとうございます。基本的にこの補正調査の議論につきましては、かなり前から議論されてきたことでもあり、川崎部会長以下の皆様の御尽力もあって、このようにまとまったのは非常に結構かと思っています。1点お聞きしたいことがありまして、「補正調査」の名称を「建築工事費調査」と変えられるわけですが、変えられて、その調査結果をウェブサイトとかに表示されるときに、今後どういう形で表示されていく予定なのかをお聞きしたいと考えております。というのは、恐らくこの補正調査も民間のエコノミストの方々は今後とも参考にされるとと思いますが、その際には時系列的な動向もチェックされると思います。その意味で、それまで「補正調査」と記載してあったものを「建築工事費調査」という形で、新たな調査かのような表示がなされてしまうと、時系列的な特性が把握できなくなることが懸念されます。もちろんその点も部会で御議論されたと思えますけれども、この点、もう一度教えていただけるとありがたいと思っております。

○北村委員長 どうぞ。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 御質問ありがとうございます。御指摘のとおり、「補正調査」を名称変更して「建築工事費調査」になるということですが、調査としてはやっている趣旨は同じですので、そのところは継続性があることが分かるような形で、ホームページ上にはきちんと明記していきたいと考えております。ただ、集計事項については全く同じではない部分がありますので、1つの表としてうまく出せるかどうかについてはまた検討したいと思えますけれども、この調査の過去のデータがどのデータになっているかは、対象が分かるようにホームページで発表するような形を検討したいと考えております。

○北村委員長 ほかに。

○野呂委員 今回の諮問の138号の答申案につきましては、意見や疑問があるわけではありません。ただ、この統計は非常に頻繁に使わせていただいている大事な統計ですので、答申案の4ページ目の中ほどの、「イ 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査の集計事項の一部変更」に関しまして、3点ほど確認させていただきたいと思えます。

1つは、今回こうした形で秘匿措置がされていることから、集計方法を変えるということですが、よく似た話が昨年の5月24日の点検検証部会の審議状況の報告において

もありまして、用途別、構造別、大都市別表などにおいて、調査計画とは違う集計だったのですが、これも秘匿処理の関係でそうせざるを得なかったというお話だったと思います。話の性格としてはよく似ていると思うのです。今回こういう結論にされたことと、昨年の特検検証部会での秘匿処理の関係で集計が行われていなかったことの、その秘匿処理と集計はどのような関係で整理されているか、というのが質問の1点目です。

2つ目は、そもそも秘匿処理の仕方ですけれども、細かい話で恐縮ですが、例えば現在の建築着工統計の第7表の1ですと、件数の少ないセルにつきましては秘匿処理といえますか、工事費予定額の部分がアスタリスクでマスクが入っているわけですが、第38表ですと、件数が1件のセルでも全て工事費予定額も出されておまして、例えば目的とか建築者の主体とか細かいところまで全部出ているので特定ができるような形になっており、表によって秘匿処理の方針が違ってくるように思われます。そもそも建築着工統計におけます秘匿処理の仕方について、統一がとれているのかどうかは質問の2点目です。

最後は、そもそも論になりますけれども、先ほどの第38表ですと、非常に細かい表のために、例えば個人の住宅でも1軒のセルでも床面積とか金額が出ておまして、これは、やや開示し過ぎのような気がいたします。秘匿処理の基準のような、どこまでが公表できないかという基準をお持ちかどうかについて教えていただきたいということです。これは今回の答申案に直接関係ありませんので、もし今お手元になれば後ほどの機会でも結構ですので、利用者として確認させていただきたい点です。

○北村委員長 説明者、お答えはありますか。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 ありがとうございます。

まず1点目、昨年の特検検証部会での議論の報告です。今回削除、廃止することを予定している表は複数あるのですが、その中の1つが正に特検検証部会の際に公表・集計していませんでしたというものでして、それについてはここに記載してあるように、東京都区部の区別の集計まで、丸印が集計対象として入っていたということで、そういうところで集計できていないものがありましたということです。今回それと併せて、秘匿処理を色々やっているような表についても併せて廃止ともうしますか、利用者ニーズ等も勘案し、あと我々の作業負担も考慮して、集計項目から変更させていただきたいということです。

○久保国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室企画専門官 秘匿処理の基準ですけれども、建築物着工統計と住宅着工統計で少し異なっておりまして、建築物着工統計では、建築物の数が1又は2の場合に工事費予定額を秘匿処理するという形で行われております。住宅着工統計については、現在のところ、その建築物の数が1であっても秘匿処理をしていない状況になっています。

今回、住宅着工統計の方はこれまで秘匿処理をしていなかったものですが、委員がおっしゃるとおり、建築物の数が1とか2の場合はその物件が特定されてしまうおそれがあり、今回は新たに、もしその物件の対象が1又は2だった場合にどのくらいの数が秘匿処理されるかを、どのくらいの自治体の数が、割合としてどのくらい数が、具体的に言いますと、2,228市町村の区分があるのですけれども、住宅の建築物の数が1又は2だった場合に、大体3割ぐらいの市町村でどこかしら秘匿処理をしなくてはならないような状況

になっています。そうであった場合に、時系列で見た場合、今月は秘匿処理をしていたけれども次の月は出ていて、1又は2だったらまた秘匿処理をされていてという、時系列で見た場合にもっとその対象が広がるのではないかと思ひまして、住宅について、新たに秘匿処理が必要になりそうな建築物が1又は2といった数が出るころについては、今回新たに公表する対象からは除外としたいということで集計表の見直しをしております。

○北村委員長 よろしいですか。

○野呂委員 今回の答申案と直接には関係ないことで申し訳ないですけれども、例えば集計事項で表番号という一覧表があるかと思うのですが、例えば7-1の都道府県別用途別大分類と38の都市計画別用途別大分類、建築種別では、秘匿の方針が明らかに違うのではないかと思います。そこの考え方を教えて欲しいということです。だからといって、今回の答申案について反対だということはないですけれども、今御説明いただいたとおりでして、この表の中で、秋田県、島根県といった、比較的人口が少ないところでは1件のセルが多いのですが、これをすべて秘匿したら表がアスタリスクだらけになると思うので、どういう方針なのかというのが質問の趣旨でございまして、先ほど申し上げたとおり、今回この場ではなくて結構ですので、また教えていただけたらと思います。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 また詳細を確認いたしまして、説明いたします。

○北村委員長 時間が押していますので、また確認して説明していただきたいと思います。

それでは、取りまとめたいと思います。本調査は川崎部会長から御説明がありましたように、平成28年度から長期にわたり、統計委員会において改善に向けた審議が継続的に行われてきたものです。その結果、本日の答申として取りまとめることができたことは大変大きな成果と考えております。今後、補正調査については調査の名称や調査内容が大きく変わり、それに合わせて仕事の内容も大きく変えていく大胆な見直しを行っています。新たな調査の開始は来年の1月からであり、まだ1年の時間がありますので、国土交通省におかれましては、新たな調査に円滑に移行できるようしっかりと準備をよろしく願ひいたします。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「建築着工統計調査の変更について」、本委員会の答申は資料2のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、答申案のとおりといたします。

川崎部会長をはじめとする産業統計部会の所属委員等におかれましては、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、部会の審議状況についてです。まず、人口・社会統計部会において審議している医療施設調査及び患者調査の審議状況について、津谷部会長から御報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、今週月曜日、1月20日に開催された第113回人口・社会統計部会における医療施設調査及び患者調査の1回目の審議状況につきまして、資料3-1に基づき、報告いたします。審議事項も多岐にわたっておりますので、ここでは特に議論のあったと

ころを中心に報告いたします。なお、部会の議事概要につきましては、時間的制約のため、本日の資料として配布することができませんでしたので、口頭での説明となりますが、主な構成員からの御意見も紹介しながら、報告いたします。

第1回の部会では、主に医療施設調査の調査事項の変更について審議を行いました。始めに、資料3-1の1ページ、「(1) 報告を求める事項の変更」のうち、2つ目の丸の「診療科目」を把握する調査事項のうち「神経内科」を「脳神経内科」に変更することについては、これまでの「神経内科」という名称では、一見して、診療内容が分かりにくく、また心療内科など他の診療科が混同されるような名称であるとして、関係学会における決定を踏まえて、より適切な診療科目名に変更するものであることから、適当と整理いたしました。ただし、この名称変更に伴い、調査結果の時系列比較等の観点から、統計利用者に混乱が生じないように、結果公表に当たっては、今回の変更内容について、丁寧かつ適切な説明を行っていただくよう求めたところです。

次に、その下の3つ目の丸、「科目別医師数（常勤換算）」を把握する調査事項の削除についてです。この事項については、診療科目別に実人員ではなく、常勤換算した人数、すなわち、全従業者の労働時間を足し、フルタイムの労働時間で割ることにより、通常何人働いているかというマンパワーを示す人数を計算して記入する必要があることから、報告者において相当の記入負担を伴うものです。しかし、この情報はあまり利活用されておらず、また、実人員ベースではあるものの、業務統計である医師・歯科医師・薬剤師統計においても、科目別医師数についての把握が可能であるため、削除することとしているものであり、報告者負担の軽減にも寄与することから、適当と整理いたしました。

次に、その下の4つ目の丸、「受動喫煙対策の状況」を把握する調査事項における選択肢区分等の変更についてです。これについては、健康増進法の一部改正に伴い、令和元年7月1日から、医療施設を含む第一種施設においては、屋外での受動喫煙防止のために必要な措置が講じられた場所に喫煙場所を設置することは可能であるものの、原則、敷地内禁煙とされたことを踏まえまして、選択肢を「敷地内を全面禁煙にしている」と「特定屋外喫煙場所を設置している」の2択に変更することとしております。

部会では、法令上の規定どおりの措置を適切に講じているか否かの実態把握は、別途の調査で行うのが良いという御意見や、全ての医療機関が法令に従って適切な措置を講じていることを前提にしたような選択肢の設定は、的確な実態把握の観点から見て疑義があり、仮に十分な措置が講じられていない施設もあった場合に、誤った回答に誘導しかねない懸念があるとの御意見もあったため、調査実施者において改めて整理・検討の上、次回部会において、引き続き審議することといたしました。

次に、1つ飛ばしまして6つ目の丸、「緩和ケアの状況」を把握する調査事項における項目名の変更についてです。これは、新規依頼患者数を把握する項目については、本来は緩和ケアの依頼を受けて実際に介入、いわゆる緩和ケアを実際に行った患者数を記入するものですが、項目だけを見ると、依頼のみで緩和ケアを行うに至らなかったものまで含むように読めますため、報告者に紛れが生じないように、「新規介入患者数」と適切な表記に変更するものであり、適切であると整理いたしました。ただし、先ほどの診療科目の場合と同

様に、項目名の変更に伴い、調査結果の時系列比較の観点から、調査結果公表の際、今回の変更内容について、丁寧かつ適切な説明を行っていただくよう求めたところです。

次に、その下の7つ目の丸の「手術等の実施状況」を把握する調査事項における「帝王切開を除く無痛分娩」の項目の追加についてです。これは、従来から設けている「分娩（正常分娩も含む）」の内訳項目として、「帝王切開を除く無痛分娩」の実施件数を把握する項目を追加するものであります。これについては、行政ニーズを踏まえ、これまで把握されていなかった無痛分娩の実態を的確に把握しようとするものであるところから、適当と整理いたしました。しかし、無痛分娩については幅広く解釈される可能性があることから、報告者に紛れが生じないように、その定義について、調査の手引などで丁寧に説明するよう求めたところです。

その他の変更事項につきましては、いずれも行政ニーズや法令改正を踏まえ、実態のよりの的確な把握をするための変更を行うもの、また、状況変化により、引き続き把握する必要性が乏しくなった調査事項を削除するものとなっており、いずれも適当と整理いたしました。

最後に、今後の予定ですが、2回目の部会を2月10日に開催し、残りの審議事項について引き続き審議を行い、3月の統計委員会において、答申案をお諮りしたいと考えております。

私からの報告は以上です。

**○北村委員長** ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問はございますか。よろしいですか。

報告ということなので、取りまとめたいと思います。第1回の部会では、医療施設調査の多岐にわたる調査事項の変更について御審議いただいたようであり、その方向性については、基本的に賛同いたします。しかしながら、津谷部会長から御指摘がありましたように、「受動喫煙対策の状況」を把握する調査事項の選択肢の件については、本調査が全ての医療施設を対象とし、施設の整備状況の実態を明らかにする唯一の基幹統計調査であることも踏まえ、医療施設における受動喫煙対策の実態を正確かつ適切に把握する観点からも、可能性として考え得る適切な選択肢の設定となるように、部会において十分に審議していただきたいと思います。

また、厚生労働省においては、今回の調査事項の内容は変わらず、表現ぶりのみの変更を計画している調査事項について、調査結果の時系列比較等の観点から、統計利用者に混乱が生じないように、結果公表に当たっては、今回の変更内容に係る丁寧かつ適切な説明をするようお願いいたします。

津谷部会長を始めとする人口・社会統計部会の所属委員等におかれましては、部会での御審議ありがとうございます。次回部会まで変更計画の内容については、一通りの審議が行われる予定のようですが、まだ多くの重要な審議事項が残されていますので、引き続き御審議をよろしく申し上げます。

それでは、次に移りたいと思います。点検検証部会の審議状況について、津谷部会長からお願いいたします。

○津谷委員 それでは、次に昨日開催されました第13回点検検証部会における審議状況について報告いたします。なお、部会審議についての議事概要は間に合いませんでしたので、昨日の部会資料を本日の資料3-2として配布させていただき、情報共有を図るとともに、部会での審議状況を口頭で報告いたします。

まず、一斉点検を踏まえた個別統計の改善について、取組状況に関する報告のポイントを、資料3-2を参照しながら共有させていただきます。この一斉点検については、初めての方もおられますので、その背景事情から簡単に説明をいたします。

資料2ページ、下のスライドのとおり、昨年1月に毎月勤労統計調査の問題が判明したことを受け、各府省は全ての基幹統計調査を対象とした一斉点検を行いました。その後、一般統計調査についても、基幹統計調査に準じて一斉点検を実施しました。その結果、毎月勤労統計調査のほかには、利用上重大な影響がある事案はないということを確認いたしました。しかし、重大な影響を及ぼすものではないものの、作業ミスによる結果数値の誤りがあった調査も報告されたほか、手続上の不備として承認された調査結果との相違が見られた事案が数多く報告されました。

これに対し再発防止策では、資料3ページのスライドに整理しておりますように、結果数値の誤りについては訂正と公表を速やかに実施すること、調査計画との相違が確認されたものについては、調査ごとの改善案を検討し、令和元年末までに総務省に報告すること、総務省は個別改善案の内容を確認し、統計委員会に報告することとされていたところです。今回、総務省からこの報告を受け、本部会において審議を行いました。

次に、この改善状況の概要について御報告いたします。総務省からの取りまとめ報告に当たりましては、事前に相談を受け、全体の概要を把握できるよう、4ページ上のスライドにありますように、改善案が決まっている、決まっていないに大別した上で、更に改善案が決まっているものについて、対応済、対応中、対応予定に区別して、取組状況の明確化を図るよう求めたところです。各府省における取組状況につきましては、同じ4ページ下のスライド以降に整理されております。数値に誤りがあり、影響度区分Ⅲ及びⅣとされた調査については、現在、本委員会にて改善を支援しております毎月勤労統計調査、及びその結果を集計に活用している2つの一般統計調査を除き、全て結果数値も訂正・公表が完了し、対応済としております。

詳しい状況は次の5ページ上のスライドにも整理されておりますが、手続上の不備があった影響度区分Ⅰ及びⅡの調査についても、次回の実施時期が不明確、及び報告者数など調査の基本的内容が未確定との理由により、改善案が決まっていない2調査を除いて、約9割が対応済又は対応中、残りの1割も改善方針に沿って対応予定となっております。

今後は6ページ上のスライドにありますように、後ほど御報告いたしますPDCAサイクルの確立などを通じた改善を進め、個別の諮問審議の際などに確認することとしております。今回見出された調査計画との相違については、このように改善を進めていただいておりますが、今後同じような手続上の不備が数多く発生するような事態は防がなければなりません。そのためには各府省における努力だけではなく、調査計画を承認する総務省においても、計画の記載の仕方や表現、審査の重点化などの工夫を図っていただき、更に軽微

な修正については迅速に改善を図ることができるようにすることで、調査計画との相違が少なくなるような対応をすることも必要です。

今回の点検では、6ページ下のスライドで紹介しておりますように、インターネット上で結果を公表しているため、利活用ニーズが乏しくなった紙媒体による報告書の廃止や、集計予定のない事項の細かな誤記載などにより、調査計画と実態との相違が生じてしまったといったような事例もございました。基幹統計については、調査計画の変更には、原則として本委員会による諮問・審議が必要となります。例外的に諮問を不要とした上で事後的に報告を求める処理を可能とする場合については、いわゆる軽微処理基準というものを本委員会の決定として定めております。この基準で明確に判断できない場合には、個々に担当部会長や委員長に諮問を不要とすることについて了解を得るなどの手続や時間が必要となります。

次の7ページにかけて紹介しておりますように、時間をかけた手続を課すよりも、迅速に改善し、事後に確認の方が合理的と考えられるような例はほかにもございます。そこで、事前に事務局からの相談を受け、各委員の御意見も確認した上で、この点についても課題として報告を受け、審議の対象といたしました。

ということで、本部会では、以上のような報告や提案を踏まえて審議を行いました。計画との相違のみに着目した点検結果であることにも留意した上で、審議結果につきましては以下のように取りまとめました。まず、各府省における個別統計の改善については、改善は着実に進展しているとする意見が構成員の大勢を占めたことから、取りまとめにおいても同様に評価しました。一方で、引き続き対応が必要な調査もありますので、各所管府省においては、引き続き改善を進め、信頼回復に努めるよう要請しました。

また、今回の報告を通じ、5ページ下のスライドに整理されている計画と不整合となっている内容を見ますと、僅か1日の公表の遅れとか、計画記載の誤り、記載漏れなどもここには含まれています。このように調査計画の記述が詳細かつ具体的過ぎることも、計画との相違を生む要因の1つではないかとの御指摘が構成員からありました。この点については、総務省から、報告者の負担軽減、統計の精度確保などの重要な事項を除き、状況変化に柔軟に対応し得るよう、幅を持った記載を許容する方向で検討しているとの報告もありましたので、その検討を加速するよう要請いたしました。いわゆる軽微処理基準に関する課題についても、改善が必要ではないかとの御意見が大勢を占めましたが、この基準は統計委員会における決定となっております。そのため部会としましては、今回の部会報告を通じて、本委員会に課題提起を行う形で取りまとめましたので、御検討のほどよろしくお願ひします。

次に、PDCAサイクルによるガバナンスの確立に関する報告です。資料3-2の8ページ以降となります。先ほど御説明した再発防止策において、8ページ下のスライドにありますように、専門的知見に基づき調査計画を策定し、それに沿って調査を実施した後に、統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証を行い、以後の調査計画を改善するPDCAサイクルの整備を進めることがガバナンスの改善を図る上でも重要と指摘しているところ

政府としては、この指摘に対応して、最後の9ページ下のスライドにありますように、具体的な取組の指針となるガイダンスの策定に向け、府省横断的なワーキンググループを設置し、検討を進めているとの報告がありました。その後の意見交換では、この報告について、P D C Aサイクルの確立は公的統計の信頼回復の基盤となる重要な取組であり、取組の一層の推進が必要である、また調査計画を策定する時点で、事後に点検評価が行われることを見越して、あらかじめ検証すべき課題を明確にしておくなどの工夫も必要であるとの指摘がありました。また、ユーザーなど外部の目からの検証、フィードバックが機能するよう透明性の確保が重要、そして統計幹事が負う責任や役割などの明確化も必要であるとの意見もありました。更に、個々の調査のP D C Aはこの方向で進めていくとして、統計全体の体系の在り方などは、別途統計委員会での議論が必要などの意見が出されました。このため部会としては、引き続き政府において検討を推進するとともに、必要に応じて状況を報告するよう要請しています。

私からの御報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について何か御質問、御意見はありますか。

どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 質問ではなく感想ですけれども、5ページ下の改善状況一覧の中で、一番多いのが公表期日ということで、その対応の中で改善の具体例というところの、2つ目の点ですけれども、結果利用に支障がない範囲では後ろ倒しもあるとなっております。これもやむを得ないかと思うのですが、ただ、この結果利用に支障がないのをどう確認するかがなかなか難しいかと思います。先日審議した統計で9か月ぐらい恒常的に公表が遅れている統計がありまして、これは公表を後ろ倒しにする方向になったのですけれども、その場合、支障がないかどうかということで、利用者の方からの疑義とか、問題指摘はなかったのかを調べてもらったところ、そういったことは特になかったということで、それであれば問題はないかという結論になったわけです。先ほど津谷部会長からも御説明がありまして、一般の利用者の場合の影響などを見るという意味でも、早目にそういう統計利用者からの疑義や問題指摘をうまくくみ上げられるような仕組みを作っていただくと、一般の利用者の利用に影響しないかどうかもっと言うとP D C Aも含めて、円滑に進むのではないかと思いますので、意見として申し上げたいと思います。

○北村委員長 どうぞ。

○津谷委員 御意見ありがとうございます。これは変更申請の審査に係るものでもありますので、担当の方から御説明をお伺いしたいと思います。審査官室、お願いします。

○上田総務省政策統括官付参事官 それでは、私から説明いたします。

まず我々は審査をする際に、一般統計調査の場合は行政利用を中心に申請が上がってまいりますので、実際に利用される目的がかなりはっきりしているものについては、間に合うという前提の下に後ろ倒しにされるということです。併せまして、よく確認させていただくのは、例えばS N Aが使っている場合に確実に集計に間に合うかとか、そういった視点からも問題ないというお答えをいただいた上で承認するケースが多いと承知しています。

ただし、民間利用に関しては、いつが期限だといったことはなかなか難しいと考えていますけれども、利用状況に関しましてはインターネットのダウンロード数といったものをチェックする場合がありますし、併せまして、よく各省で御報告いただけるのは、例えば二次利用の件数が多いとかいう統計についても、利用があるのだという、確認の対象になるのかと、統計個々において各利活用の状況はあると思いますので、そのような委員からの御指摘を踏まえながら、今後しっかり審査していきたいと思います。

○北村委員長 ほかにございますか。どうぞ。

○鈴木総務省統計委員会担当室次長 事務局からも少し補足いたします。今、野呂委員から利用状況についてという、個々の利用状況は別としまして、統計委員会担当室は平成29年度に民間委託研究として、利用状況調査を行っております。これを平成30年3月にまとめて、同じ30年8月に統計委員会で報告しております。まずは実施しました利活用状況調査を十二分に活用していくことだと思っておりますけれども、今後も社会経済情勢の変化とか、あるいは調査を依頼する先方の負担とか、あるいは政府統計の見直しの周期とか、様々な要因などを踏まえながら、必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

以上補足です。

○北村委員長 よろしいですか。ほかに何か御意見はないですか。

それでは、取りまとめたいと思います。まず統計委員会といたしましても、委員会建議の再発防止策に沿って一斉点検の結果、調査計画との間に相違が確認された統計調査の改善が着実に進められていることを評価したいと思います。各府省統計幹事の皆様を中心に引き続き改善に努めていただきたいと思います。また、各府省統計幹事の下で継続的なPDCAサイクルを回すことをルール化し、自ら不断の改善に取り組むことは公的統計の信頼回復を進める上で基盤となる重要な取組ですので、各府省一体となった検討を推進し、取組の実現・実行に努めてください。

更に総務省においては、各調査の改善を推進する上でも、再発防止策に沿って、状況の変化に対応できるような計画の記載の仕方、承認審査の重点化などの実現を図るよう、各府省の協力も得て検討を推進していただきたいと思います。統計委員会といたしましても、部会から課題提起のあった基幹統計調査の変更に当たり、諮問審議を必要としない軽微な事項の範囲について、関係の部会長とも相談し、対応策を検討したいと思います。

津谷部会長をはじめとする点検検証部会の所属委員の皆様におかれましては、貴重な課題提起、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。毎月勤労統計についてです。今回は遡及推計作業の進捗状況と、近日予定されている公表データの提供方法の一部見直しについて報告していただきます。

それでは、厚生労働省から御説明お願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 厚生労働省でございます。先ほど北村委員長からお話のありました毎月勤労統計の遡及推計について及び公表データの一部を改善したいと思いますので、その件について報告します。

まず、資料4-1です。こちらは遡及推計の現況です。2ページに遡及推計の流れとい

うことで、これまで進めてきています流れを記載しています。このうち赤字の部分が検討課題として出てきたものです。最初に、真ん中のところにありますbの下に記載してあります赤字です。これについては、既にこれまでの委員会で御報告しております平成16年1月分から12月分の調査票情報につきまして、産業分類を14年改訂のものに付け替える作業が必要になったということで、前回も御説明をいたしましたけれども、これについて少し補足的なものを参考資料で御説明させていただきたいと思っております。恐縮ですが、1枚めくっていただきまして4ページです。

産業分類の付け替えについて記載しておりますけれども、前回までの作業ということで、四角で囲んだ中の2つ目の丸、4行目で記載しておりますが、16年1月分について産業大分類で見たときに、付け替え後の誤差が最大で0.02%程度に縮小したこと。あるいは指数作成産業についても0.1%程度になったということで御報告いたしました。実際この積み上げ等産業といいますのは、中分類等で成り立っておりますので、どの程度が誤差なくできているのかもお示しする必要があると思ひまして、それにつきましては、下の作業の現状のところ2つ目の丸ですが、積み上げ等産業が59産業ございます。このうち47産業につきましては一致した数字となっておりますので、ここは誤差が出ていないということです。残り12産業のところには誤差が少しあるわけですが、そこにおいても最大0.1%程度に抑えられているという現状です。

あと、調査産業計には影響しない公表する産業としては53産業ございます。その53産業のうち44産業は一致しております、残りの9産業で誤差が出ています。この従来の公表値との差は最大で3.4%となっておりますので、これ自身は我々としては少し大きいと考えており、引き続き小さくするような努力を続けていこうと考えております。ただし、この部分は調査産業計に影響しないものですので、同時並行で進めておいて、実際の推計作業自身はもう積み上げ作業等の誤差は抑えられたと判断し、現在、作業を進めている状況です。

これが追加的な状況です。その作業を進める中で出てきている課題について、2ページに戻っていただきまして、少しお話ししたいと思います。

次は2ページの一番下の赤い文字です。雇用保険データの補正率の推計を併せてやっているわけですが、その中で秘匿措置をされているデータがございます。各月そういったデータがございますけれども、これについて以前の統計委員会で検証する時に、秘匿された部分については何らかの集計の元データに戻って、公表されていないけれども、秘匿データの元データをチェックして、そこでの推計を行うという御意見をいただいたところで、そのように進めております。その中で平成19年1月分から7月分について、公表されているデータは残っているのですが、秘匿されている元データまでは見つけられない部分があることが分かりました。

これについて5ページの参考資料2を御覧ください。四角囲みの2つ目のポツになりますけれども、具体的に秘匿措置の元データが見つからないものが、J49とP79、「各種商品卸売業」と「協同組合(他に分類されないもの)」の2つです。ここにつきまして、1,000人以上と500~999人規模のところ、あるいは100~499人、30~99人規模のところは秘匿さ

れているけれども、その元データ自身が見つけられないため、単純に推計値、雇用保険データによる補正率の推計値が出せないこととなります。そのため、3つ目のポツになりますけれども、この2つにつきましてはその前の月のデータを使うということで、平成19年1月から平成19年6月までの秘匿されていない規模の労働者数に対して、平成18年12月分の規模別労働者数の比率を使って、平成19年1月以降について、前月末労働者数及び本月末労働者数の推計を行うことによって処理したいと考えています。若干の誤差は含まれますけれども、非常に近い時期での推計になりますので、それほど大きな誤差は出ないだろうと判断をいたしまして、このように進めたいと考え、御報告させていただくものです。

なお、今申しあげましたJ49とP79につきましては、2つ目のポツの下から2行目のなお書きに記載しておりますけれども、これらは調査産業計には影響しない産業ですので、この分類については一定の誤差が入る可能性はありますが、調査産業計には影響が出ませんので、作業はこのまま進めさせていただきたいと思っております。

以上が参考資料2です。

続きまして、今度は3ページです。平成16年から順次年次ごとに作業を進めているわけですが、ここからは平成21年以降の作業についてです。分けて記載しておりますのは、これまでは同じ作業を繰り返すことによって作成できるわけですが、ここにつきましては平成18年の事業所・企業統計調査のベンチマーク更新に対応し、ギャップの修正をかける必要があります。このギャップ率をここでの集計のときに算定する必要があり、そのために雇用保険の補正率の推計方法も全く同じプログラムを使うのではなく、一定の修正をする必要があるということです。

具体的には7ページ参考資料3を御覧ください。併せてその下の8ページの図も両方御覧ください。8ページの図で申し上げますと、毎月勤労統計調査の数字が黒いラインでお示ししています。従来の公表値を細い線、現在取り組んでおります遡及推計を太い線でお示ししております。平成18年10月時点において、平成18年の事業所・企業統計調査の常用雇用者数が計測されていますので、これと毎月勤労統計のギャップをギャップ率で把握します。このギャップの把握率を使って毎月勤労統計の補正をいたします。ただ、18年の10月時点ではまだその数字は分かりませんので、具体的には平成21年1月時点でこの修正を行います。その時にギャップ率を使うわけですが、その際に雇用保険データの補正率が入ってきます。

今回、遡及推計をやるに当たっては、それを黒い太い方の線におけるもので、ギャップ率も変わっていきますので、 $\bar{G}$ として「G」の上部に棒を付けたものにしております。この $\bar{G}$ を使って $\Delta x$ を推計して、それ以降の推計値にそれを掛けるということで、7ページに式で示しております。関係としては平行です。Gと $\bar{G}$ の関係は、それぞれ計測されているaと $\bar{a}$ に係ることが①に記載してあります。Lについては事業所・企業統計調査ですから、変わらぬ数字ですので、ギャップ率自身を変更してまいります。これに対応したもので平成21年の数字、平成20年12月分の数字をギャップで修正をかけることをとりまして、その際に下にありますように、雇用保険データによる補正率、あるいは毎月勤労統計データによる補正率が $\Delta x$ 、 $\Delta y$ となりますけれども、それが平行となりまして、バ

ーが付いたもの同士でやるというところに、バーが付かないもの同士の補正率を算定したものを使い直します。基本的な考え方としては同じものですが、ひと手続、作業として一つ入るといふ御報告となり、このように進めていきたいと考えております。

以上が参考資料3となります。3ページに戻っていただきまして、これと同じようなことが、平成22年1月において発生します。平成22年1月につきましては、産業分類の表章の変更があるということで、それに伴って雇用保険データの補正率も修正、あるいはその方法を改善する、それに合わせた形に変更する必要がございます。まだ産業分類は入り繰りがありますので、そこの部分がどのような形で雇用保険データの補正率に適用されるかは、今精査しているところですので、次回御報告させていただきます。

これが全体の流れとなります。平成16年1月の付け替えができましたので、現在それ以降の実数値の推計を進めている段階です。

以上が、遡及推計の御報告です。

併せまして、1点御報告したく、資料を用意いたしました。資料4-2「毎月勤労統計の公表データの改善について」になります。

1ページ目、先ほど御紹介がありました点検検証部会の中での質問と我々の回答を記載しております。毎月勤労統計につきまして、時系列比較をしていただくためのデータを提供しておりますけれども、現在、実数・指数累積データとして公表しております。これにつきまして質問等の中のポツにありますけれども、現在、実数・指数累積データのファイルが提供されているが、非常に使いにくいとの御意見をいただいております。具体的には「ファイルサイズが非常に大きい」、「フィールドの記号が理解しにくい」として、改善ができないかという御意見となっております。我々としましては、ファイルの分割をする、ヘッダーを付ける、といったことを検討したいと回答しております。今般、これにつきまして次ページ以降のように改善し、公表したいと考えており、その点につきまして本統計委員会に御報告させていただきます。

2ページを御覧ください。これが現状です。現在、e - S t a t を御覧いただきますと、上の赤い線で四角く囲ったところ、実数・指数累積データというものがCSVファイルで1つ提供されています。併せまして、そのレイアウトがどのようなものかも下のPDFファイルで公表しております。ここを御覧いただければ、データファイルがどういう構成になっているかが分かる様になっているのですが、実際開いたものが、2ページ目中央のCSVより一部抜粋したものとなります。端的には、1つのファイルの中に実数関連データ、指数関連データ、賞与関連データが3段重なっているという状況でして、かつ、それぞれのデータで示しているデータが少し違いますので、1つの縦を見ていただいた時に、その縦の数字、例えばLの列ならLの列のところを示している数字は、実数関連データでしたらこういう数字、指数関連でしたらこういう数字ということで少し意味合いが変わっております。それらは解説ファイルを見ていただくと分かるのですが、見ないと分かりません。あるいは一番左、Aの列を見ていただきますと、それがどういうデータかも文字化されていまして、この解説もあるのですが、識別符号が何かは解説を見ないと分かりませんので、この点を改善したいと考え、3ページに変更案をお示ししてお

ります。

まず、3つに分割いたしますファイル自身を実数と指数と賞与関連で分けております。そして、分けることによりまして各列が何を示すかは固定化されますので、それを日本語で示すヘッダーを付ける。あるいはA列のところで、各行が何を示しているかも日本語で追加したいと思っており、このように変更することで、少しでも利便性の向上を図れればと思っております。

なお、この公表の今後のスケジュールにつきまして、4ページに記載しております。色々な民間の研究者の方、あるいは企業の方も使っておられると思いますので、変更に当たりましてはしっかり告知していきたいと思っております。よろしければ、1月下旬にレイアウトの変更とそれをどのように行うかのスケジュールをホームページ及びe-Statに示しまして、2月の毎月勤労統計調査12月分の確報公表時に、今お示ししました新しいレイアウトを掲載したいと思います。ただし、従来のレイアウトを使って色々分析や、あるいはマクロなどを使って集計している方もいらっしゃるかもしれませんので、2月の時点は新旧レイアウト両方ともお示しいたします。1月分の確報公表は4月7日に予定しておりますので、その時点で新レイアウトに完全に移行し、旧レイアウトの方は削除したいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、公表データの改善についての御報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の2つの報告について、何か御意見、御質問はございますか。

宮川委員。

○宮川委員 どうもありがとうございます。私から資料4-1について御質問いたします。

中身というよりも、この1年間ほど遡及推計に対して、厚生労働省の御努力には感謝したいと思っているのですが、その御努力のおかげで、作業が若干絞られてきたように思います。それが3つの参考資料のところであろうかと思うのですが、既にこの問題が分かりましてほぼ1年が経過し、かつ統計委員会のメンバーも変わっていますので、残された問題が何なのかと、その解決にどの程度の時間がかかるのか、工程表のようなものを次回辺りにお示しいただけると、非常に見通しがよくなるのではないかと考えております。

これは私の意見です。よろしくお願ひいたします。

○北村委員長 厚生労働省から何かお答えがあれば。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 御意見ありがとうございます。我々としましても、今回の事案が出てから1年が経過しておりますので、できるだけ速やかに作業を進めたいと考えております。課題といたしましては、実数につきましては今作業を進めており、この後、指数の作成となります。指数の部分は、もちろん水準の問題もありますけれども、前年比が利用の方々にとっては非常に重要となってくるかと思っておりますので、それにつきましては、実数値を一定の作業まで進めた上で指数に転換するわけですが、実数の誤差が、実際指数になったときにどの程度イレギ

ユラーなど出てくるかが非常に悩ましいところです。そこは実際計算してみないと分からないですが、理屈としてはこれが最善と思われるけれども、結果として合理的なものになっているかどうかはしっかり確認・検証していかないといけないと思っております。指数は先ほども少し出しましたが、指数のギャップ修正とかをいたしますので、その辺りの影響もしっかり見ていかないといけないと思っております、実際の今後の作業として1つの大きな課題かと考えております。

ですので、その辺りについてどのような状況になるかは、今、私どもの作業の中では想定できていませんけれども、今後の進め方につきましては引き続き検討して、できる部分で御報告させていただきたいと思っております。

○北村委員長 よろしいですか。

○宮川委員 どうもありがとうございます。実数について絞ってきたということであれば、その後も今おっしゃったように、指数にして前年比等、それからギャップ修正等が、時間がかかるということであれば、できるところ、見通しがつくところまでは工程表のようなものはある程度作成いただいて、その後次の段階といいますか、実数から指数への転換、これこれの課題があるということをそれぞれ作成いただく方法で、出し方については色々あるわけですが、段々メンバーも変わっていますし、もう少し見通しを良くしていただいた方が、厚生労働省の御努力がむしろ分かるのではないかと思います。

以上、私の感想です。

○北村委員長 よろしいですか。私もある程度見通しを立てていただいた方が今後の作業もはっきりすると思うので、検討してください。

ほかに何か御質問はありますか。

時間も迫っていますので、取りまとめたいと思います。まず遡及推計については、現在、平成16年1月以降のデータを古い時点から順に計算し始めているということです。平成16年から平成23年の統計データを復旧させるためには、本日御説明のあった平成21年のベンチマーク更新時、平成22年の産業分類見直し時の母集団労働者数についての適切な推計方法を確立する必要があると思います。厚生労働省には、引き続き精力的に遡及推計作業に取り組んでいただきたいと思います。それから、今ありましたように、ある程度の工程表のようなものも、なるべく早い時点で見通しを立てていただきたいと思います。

時系列データの提供方法の見直しについては、川崎委員からの御指摘もあったと思うのですが、統計利用者の利便性に配慮した適切な対応だと思います。毎月勤労統計は多数の外部ユーザーが利用する重要な統計ですので、今後も前広な情報提供をお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。令和2年度統計リソース状況について取りまとめたことですので、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○山田総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、御説明いたします。リソース関係、お手元資料5-1と5-2という2つお配りしておりますが、本日は5-1で御説明いたします。

統計リソースにつきましては、昨年7月、統計委員会から建議をいただいているところです。それを踏まえまして、各府省においては、それぞれ予算や機構・定員について要求を行ってきたところです。このたび来年度、令和2年度の政府の案がまとまったところですので、こちらのリソースの状況について御説明させていただきます。

お手元資料5-1、表紙をめくっていただきまして、まず予算の状況です。重点配分ということで、リソースの建議をいただいたものに沿った内容として、今回予算としましては、119億4,000万円が確保できたところです。主なものとして、重点事項として5つの項目をいただいておりますけれども、例えばそのうちの2つ目、プロセスの適正化関係では、厚生労働省において作成プロセスの標準化、統計処理のシステムの今後の方向性に関する調査研究といったものについても措置されているような状況です。また、一番下の項目、基盤整備関係ですが、厚生労働省の統計研修事業について予算が確保されている状況です。

次に、定員関係です。こちらにつきましては39人の定員が措置されているところです。ガバナンスの確立とか、PDCAが確実に回る仕組みを担う体制整備に関するものなどが措置されているということです。なお、ここに記載しておりませんが、昨年の建議の中で分析審査官の話がございまして、今回御説明の資料は令和2年度のものですけれども、先んじて昨年の夏の時点で内閣官房に20名の分析審査官の定員が付いているということです。この39名とは別に更に20名の措置がされていることとなります。ある意味、先んじて付いているものがありますので、御参考までに御紹介いたします。

次のページ、参考1はリソース建議に限らない全体のもので、折れ線グラフが国の予算の推移、下の棒グラフが職員数となっております。それから、最後のページは御参考です。リソースの確保・活用事例ということで、各府省、業務の見直しや、専門人材の配置について色々工夫されているということです。その状況について参考までに御紹介させていただきます。

簡単ですけれども、私の説明は以上です。

**○北村委員長** ただ今の御説明について何か御質問、御意見はありますか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。ただ今御報告がありました各府省の統計リソースの確保状況について、統計委員会としても引き続き注視するとともに、統計リソースの確保を支援していきたいと思っております。

また、各府省におかれましては、今後とも各種課題の解決に必要なリソースの確保に努めていただき、そのリソースを活用し、再発防止策や統計改革推進会議が取りまとめた総合的対策も踏まえた統計の品質確保にしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは、本日用意しました課題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

**○櫻川総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会については調整中です。日時、場所につきましては別途御連絡いたします。

○北村委員長 以上をもちまして、第145回統計委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。